

松田事務所ニュース

松田社労士事務所
 特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー 松田法子
 〒810-0074 福岡市中央区大手門3-1-1-5F
 TEL:092-725-6130 FAX:092-725-6131
 E-Mail: matsuda@matsuda-syaroushi.com
 ◆労働・社会保険関係事務・相談 ◆人事・労務管理の相談
 ◆就業規則、賃金規程等の作成・改訂 ◆給与計算代行業務

快適な職場環境を実現するための「職場のパワハラ」への取組み

職場内でのいじめや嫌がらせ(パワーハラスメント/パワハラ)については、近年、労働局や労働基準監督署等への相談が急増するなど、社会的な問題として顕在化してきており、対応に悩む職場が増えています。

厚生労働省が平成24年度に実施した「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」によると、約4分の1の従業員が、パワハラを経験しています。

パワハラは、従業員個人にメンタル不調等を生じさせるだけでなく、職場風土の悪化等による生産性の低下、企業が職場環境配慮義務違反等を問われるリスク、企業イメージの低下など、企業にも大きなマイナスの影響を与えます。

これを防ぐためにも、予防・解決に向けた取組みを行うことが求められています。そのような取組みを行う企業は現在約半数にとどまっているようです。

厚生労働省では、このような状況を受けて、企業の取組みの好事例などを紹介した『職場のパワーハラスメント対策ハンドブック』を作成しました。

この中では、製造業や建設業、社会福祉施設など様々な業種(全17社)の取組みが紹介されているほか、就業規則の規定例などが掲載されており、取組みが遅れている企業が活用できる内容となっています。

また、このハンドブックをもとに、無料の「パワーハラスメント対策支援セミナー」が全国約50カ所で開催されることとなっています。おおいに活用したいものです。

このハンドブックは、都道府県労働局や労働基準監督署等で配布するほか、ポータルサイト「あかるい職場応援団」(<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp>)からも無料でダウンロードすることができます。

労働基準監督署による最近の送検事例(労災関連)

東京労働局では、労働基準監督署が送検した事例をホームページ上で公表しています。ここでは、労災事故に関連した最近の送検事例を見てみましょう。

○労災かくしで道路旅客運送業者を書類送検

平成24年2月、タクシー会社の駐車場で労働者がハイヤーを洗車していたところ、転倒して手首を骨折し、休業4日以上に及ぶ労災事故が発生しました。労働安全衛生法では、「休業4日以上」を要する労災については、遅滞なく所轄労働基準監督署長に「労働者死傷病報告」を提出することを義務付けていますが、この会社は労災の発生を隠ぺいするため報告書を提出していませんでした。

中央労働基準監督署は、タクシー会社と営業所長を労働安全衛生法違反の容疑で、平成25年8月に東京地方検察庁に書類送検しました。

○労基署関連のドラマがスタート

労基署が送検を行うのは特に重大な事案の場合に限られますが、「労働安全衛生法違反」以外にも、「労働基準法違反」や「最低賃金法違反」等で送検を行うことがあります。

なお、この10月から、労働基準監督官を主人公としたドラマ「ダンダリン」(日本テレビ・水曜22時～)の放送がスタートしたこともあり、今後、労働基準監督署や労働基準監督官に注目が集まるかもしれません。

運送事業者に対する監督指導・送検の状況

厚生労働省から、自動車運転者(トラック、バス、タクシー等)を使用する事業場に対して行われた、全国の労働局や労働基準監督署による監督指導や送検について、平成24年の状況が公表されました。

自動車運転者を使用する6,007事業場に監督指導が行われ、何らかの労働基準関係法令違反が見つかったのは、全体の82.0%(4,924事業場)、改善基準告示違反があったのは、全体の60.6%(3,640事業場)でした。

違反の内容は、多い順に以下ようになっています。

<主な「労働基準関係法令違反」の内容>

- (1)労働時間(54.9%)
- (2)割増賃金(24.3%)
- (3)休日(5.7%)

<主な「改善基準告示違反」の内容>

- (1)最大拘束時間(48.9%)
- (2)休息期間(35.9%)
- (3)総拘束時間(34.9%)
- (4)連続運転時間(30.3%)
- (5)最大運転時間(17.3%)

また、重大または悪質な労働基準関係法令違反により送検が行われたのは80件でした。

自動車運転者は、依然として長時間労働が常態化しており、脳・心臓疾患の労災認定件数が最も多い職種でもあります。

平成24年度は83件の労災保険の支給決定がなされています。これは氷山の一角であり、交通事故などで亡くなった自動車運転者の中には、長時間労働が要因であった場合もあるのではないかと推測されます。また、物損事故で済んだような場合でも、修理の間、その車両が使用できなくなれば、業務には影響が及びます。

厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、「労働基準関係法令などの周知・啓発に努める」としています。現在、取り組んでいる企業でも、今以上に、自動車運転者に対する労働条件の見直しと監督・指導への対応は重要な課題となってくるでしょう。

知得情報! **助成金情報 ~ 第27回 キャリアアップ助成金**

⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース~

Q1. どんな会社が利用できるの?

A1. 週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長した場合に利用できます。

Q2. 対象となる労働者とは?

A2. 次のすべてに該当する労働者が対象となります。

- ① 事業主に雇用される週所定労働時間が25時間未満の有期契約労働者等であること。
- ② 週所定労働時間が25時間未満の有期契約労働者等として雇用後、6ヵ月以上経過している労働者であること。
- ③ 週所定労働時間を30時間以上に延長した時点から起算して、過去6ヵ月以内の週所定労働時間が25時間未満の有期契約労働者等であること。
- ④ 週所定労働時間を30時間以上に延長した時点から起算して、過去6ヵ月以内に社会保険の適用を受ける労働者でなかった有期契約労働者等であること。
- ⑤ 週所定労働時間を30時間以上に延長した後に社会保険の被保険者となっていること。

Q3. どんな内容の給付金?

A3. **1人当たり10万円(7.5万円)** ※()内は大企業の額です。

<短時間正社員コースの人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで>

★上記給付金を検討されている場合はぜひご相談下さい。
実施要件、支給要件等の詳細につきまして、ご案内させていただきます。

11月の主な税務と労務手続き

- 10日 ・源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- ・雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- ・労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 15日 ・所得税の予定納税額の減額承認申請書の提出 [税務署]
- 31日 ・個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- ・所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- ・健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- ・日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- ・労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- ・外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌日末日> [公共職業安定所]

行列のできる人事労務相談所

最近よく耳にする
「マタハラ」の原因と対策

Q. 先日、テレビで「マタハラ」という言葉を耳にしました。「マタハラ」とはいったいどのようなものなのでしょうか。

A. 「マタハラ」とは、マタニティハラスメントの略語であり、働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ハラスメントのことを言います。働く女性にとっては、「セクハラ」「パワハラ」に並ぶ3大ハラスメントの1つと言われているそうです。

連合が今年5月に実施した「マタニティハラスメントに関する意識調査」によると、「マタハラという言葉も意味も知らない」と答えた人が約8割に上った一方、妊娠経験のある女性労働者の4人に1人が「マタハラに該当する被害を受けたことがある」と答えています。

連合が実施した「働く女性のための労働相談」では“マタハラ”について、以下のような相談が寄せられたそうです。

- ・「妊娠を告げたら、退職を強要された(解雇された)」
- ・「会社に育児休暇の規定はないと言われた」
- ・「妊娠中に残業や過重労働をさせられた」

上記の意識調査では、職場で“マタハラ”が起こる原因として、次の3つが上位に挙げられました。

- (1) 男性社員の妊娠出産への理解不足・協力不足(51.3%)
- (2) 会社の支援制度設計や運用の徹底不足(27.2%)
- (3) 女性社員の妊娠出産への理解不足(22.0%)

これらの結果から、妊娠・出産・育児に関する規定や制度をしっかりと整備し、社員への周知や啓発を行い、意識を高めていくことが大切だと思われます。

連合が作成した「働くみんなのマタハラ手帳」では、妊娠・出産と仕事を両立するための基本的な法律をマンガ等でわかりやすく紹介しています。

また、就業規則のチェックリストなども掲載しており、誰にとっても仕事と生活の調和が可能になるよう、職場全体の働き方の見直しを呼びかけています。

編集後記

ブラック企業・ブラック社員が現在巷で話題になっており労働問題について世の関心が高まっているからでしょうか。

10月から労働基準監督官を主人公としたドラマ「ダンダリン」の放送がスタートしました。ちなみに労働基準監督署に勤めている知人に聞いてみたところ、署内の視聴率は高いようで、ダンダリンに影響を受ける監督官も出てきそうです。

当職としましては、悪徳?社労士の動向が気になるのですが、労働問題関連の訴訟がますます増えていきそうですので、社労士としてクライアントの皆様を守るべく邁進したいと思っております。



松田 法子